

# 仕 様 書

## 1 委託業務名

兵庫県伝統文化研修館活用推進事業委託

## 2 委託期間

契約締結日（令和5年4月）～令和6年3月

ただし、事業委託者（伝統文化研修館活用推進協議会。以下「甲」という。）と事業受託者（以下「乙」という。）で協議の上、最大2回・2年間（令和7年度末まで）延長を行うことがある

## 3 委託の目的

兵庫県では、日本の伝統文化の継承・普及・発展をめざす兵庫県伝統文化研修館（姫路市双葉町122番地。以下「研修館」という。）を設置しており、青少年及び一般を対象とする「魅力的で多彩な事業」を実施するとともに、「中播磨や日本の伝統文化の魅力」を広く発信する。

## 4 委託料（上限）

2,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託金額は、令和5年度県予算の状況により変更の可能性がある。変更する場合は別途、甲乙協議を行うものとする。

## 5 委託内容

下記事業について提案を行う（提案書：様式3）。

### ①青少年伝統文化セミナー

「全10回程度」、青少年（小学生～大学生等40名程度、以下「青少年等」という。）を対象として、伝統文化（舞踊を中心に小鼓・お琴等の和楽器演奏、着物体験等）を実施

◆講師名と内容の提案

◆講師との交渉および打合せも【委託業務】となります。

◆以下の経費について積算して下さい（様式7に記載）

- ・講師等に係る謝金（交通費等を含む）
- ・その他、セミナーに係る経費

### ②青少年伝統文化セミナー 成果発表 ※過去のYouTube動画を参照

伝統文化セミナー（上記①）で育成した青少年等（40名程度）による「成果発表」を実施する。併せて、プロの出演者による「本物の演奏」等の体験機会を設ける。

※（経過措置）令和5年度は、「青少年等」及び「プロの出演者」は事務局で指定する。

(日 時) 令和5年7月29日(土)(時間は調整中)

(会 場) 県立歴史博物館 ホール(B1階)

(内 容) ・成果発表60分(青少年等40名程度)

・邦楽演奏60分(人間国宝クラス(独奏)。又は国内一級奏者を含めた複数奏者による演奏)

※(経過措置) 令和5年度は「プロの出演者」は事務局で指定する。

- ◆ア 出演者名と内容の提案(別紙「過去の出演者・講師一覧」を参照)
- ◆イ 出演者との出演交渉および打合せ(演目の選定を含む)も【委託業務】となります。
- ◆ウ 以下の経費について積算して下さい(様式7に記載)
  - ・出演者謝金(交通費等を含む)
  - ・青少年の衣装代(着物に係るレンタル料および着付け代等)
- ◆エ 会場使用料及び音響・照明経費等(会場に係る経費)は甲が負担する(委託料上限2,000千円に含まれない)※事業実施にあたっては「別途協議」を行う。
- ◆オ 特別講演(特別講師):「成果発表」と別日程での開催(アートマネジメント研修等としての開催)も可能(別途、協議を行う)
- ◆カ 令和5年度においては出演者等が既に決定しているため決定事項以外の内容について記載するとともに、令和6年度の内容についても記載すること(様式3及び様式7)

### ③好古園等での日本文化の披露

好古園等の観光施設で、青少年等(5名程度)による日本文化の披露を行います【施設名】【ゲストの出演者】【内容】について提案して下さい。

(日 時) 令和5年10月～11月頃(土日祝の連続した2日間)

(会 場) 好古園等

(内 容) 日本文化の披露(舞踊、邦楽演奏、和楽器の展示等)

- ◆ゲスト出演者名と内容の提案(別紙「過去の出演者・講師一覧」を参照)
- ◆ゲスト出演者との交渉および打合せも【委託業務】となります。
- ◆以下の経費について積算して下さい(様式7に記載)
  - ・会場使用料(好古園は不要)
  - ・音響、照明経費(必要に応じて計上)
  - ・出演する青少年の衣装代(着物に係るレンタル料及び着付け代等)
  - ・ゲスト出演者の謝金(交通費等を含む)

### ④留学支援講座および和のゲストハウス事業

【ア 留学支援事業】※年2回程度(希望により随時、実施)

中播磨管内を中心とした県内の高校を対象。「夏期短期留学」で海外へ留学(日本の高校生)、海外からの留学生(海外の高校生)を対象とした日本文化体験(茶道、華道、舞踊、

小鼓・お琴などの和楽器、着物体験等)

(日 時) 年2回程度 (希望高校等があった場合に、随時実施)

(会 場) 伝統文化研修館

(内 容) 日本文化体験 (茶道、華道、舞踊、小鼓・お琴などの和楽器、着物体験等)

**【イ 和のゲストハウス事業】※年1～2回程度 (希望により随時、実施)**

海外からの賓客等 (兵庫県・姫路市の姉妹州・省・都市等からの来日者等) を対象とした日本文化体験 (茶道、華道、舞踊、小鼓・お琴などの和楽器、着物体験等)

(日 時) 年1～2回程度 (希望により、随時実施)

(会 場) 伝統文化研修館

(内 容) 日本文化体験 (茶道、華道、舞踊、小鼓・お琴などの和楽器、着物体験等)

上記 (ア～イに係る)

- ◆体験内容の提案
- ◆講師等との交渉および打合せも【委託業務】となります。
- ◆以下の経費について積算して下さい (様式7に記載)
  - ・講師等の謝金 (交通費等を含む)
  - ・その他、必要な経費

**⑤YouTubeによる動画配信について**

伝統文化研修館の事業を「広く発信」するため、令和2年11月から事業の様態を動画配信しており、上記事業に係る**出演者の了解及び経費負担 (※)**を行うこと。

- ◆**経費負担とは**：プロ出演者の撮影には通常、出演料+別途経費 (出演料の上乗せ)が発生するため、上記の事業経費 (出演料) に含めて積算
- ◆その他、必要な経費 (旅費等)
- ◆動画の撮影・編集・配信に係る経費：甲が負担

**⑥企画料・人件費等**

上記事業に係る「企画料・人件費・交通費等」を積算して下さい (様式7に記載)

**6 著作権**

本業務の成果物の所有権、著作権は甲に帰属するものとする。

ただし、成果物に受託者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物 (当該著作物を改編したものを含む。) の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、甲は、本業務の成果物等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとし、乙はそのために必要な著作権処理を行うものとする。

なお、作成段階におけるこれらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、乙がその責任において対処すること。

※本著作物は原則として、中播磨県民センターHP で公開し、動画は You Tube でも公開する。  
また、必要な範囲において、本著作物を掲載、改変、編集する。

## 7 支払条件等

委託料は、事業終了後に提出される実績報告等に基づき、甲が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認した上で支払う。ただし、本業務の遂行上、必要がある場合には、乙は前金払いを請求することができる。

精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする。

本業務終了後、確定した支払金額を上回る額が既に前金払いされている場合には、超過分を甲に返還するものとする。

## 8 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。））はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性が分かる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、乙は甲に対し全ての責任を負うものとする。

## 9 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、関係する法令を遵守すること。

### (2) 個人情報保護

- ・乙又は乙から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する条例（平成8年10月9日兵庫県条例第24条）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- ・本業務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなった時は、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。
- ・受託者は、本業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。
- ・本業務を処理するために個人情報を取り扱うときは、契約書において定めた場所で行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

### (3) 守秘義務

乙又は乙から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

#### (4) 暴力団の不当介入における通報等

- ①乙は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ②乙は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に履行期間の延長変更を要求することができる。

### 10 留意事項

- (1) 運営に関しては責任者を決定し、業務の進行管理・実施状況把握や委託者、関係機関との連絡調整等を綿密に行うこと。
- (2) 協議・調整において、甲乙双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
- (3) 業務の実施に当たっては、委託契約書及び本仕様書に従うこと。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定める。仕様に関する疑義についても同様とする。

### 11 実績報告書・成果物の提出

- (1) 本業務に関わる実績報告書
- (2) その他当該業務において作成した広報物等

(別紙)「兵庫県伝統文化研修館活用推進事業」過去の「主な出演者・講師等一覧」

◆青少年伝統文化セミナー「成果発表」等での邦楽演奏		
区分	氏名等	内容
三味線演奏家	五世 常磐津 文字兵衛 ※重要無形文化財総合認定保持者	・開設1周年記念事業(平成29年度)での レクチャーコンサート(ソロ演奏) ・令和6年度の特別ゲスト(予定)
長唄三味線 演奏家	杵屋 勝寿治 ※重要無形文化財総合認定保持者	・開設2周年記念事業(平成30年度)での 特別邦楽セミナー(長唄、三絃、お囃子9名)
邦楽囃子演奏家	藤舎 清鷹 ※坂東玉三郎等の歌舞伎公演で演奏 ※京都造形芸術大学非常勤講師	・開設2周年記念事業(平成30年度)での 特別邦楽セミナー(上記事業で演奏) ・国際ロータリーの会議(令和元年度)での 日本文化の披露(邦楽演奏3名) ・青少年伝統文化セミナーでの邦楽指導
尺八演奏家	志村 禅保(竹号、本名は志村哲) ※大阪芸術大学音楽学科教授	・国際ロータリーの会議(令和元年度)での 日本文化の披露(上記事業で演奏) ・開設5周年記念事業(令和3年度)での 邦楽演奏(尺八および箏2名)＋ハ <sup>パ</sup> 初対
音楽家、ヴァ イオリン製 作家・作家	イブ・ラフォンテーヌ(カナダ出 身、米国、フランス、ドイツ、イタ リア等でも活躍、在日本)	・令和4年度「成果発表」での特別トーク、演 奏
◆一般を対象とした多彩な講演・講座・事業(講師等)		
元外交官	美根 慶樹 ※(元)日朝国交正常化交渉日本 政府代表 小島 誠二 ※(元)在タイ大使、関西担当大使	・世界的規模で活躍する講師の「文化の力」に 関する特別講演(平成28年度) ・世界的規模で活躍する講師の「文化交流」に 関する特別講演(平成28年度)
女流能楽師	宮内 美樹 ※観世流シテ方能楽師	・能と日本舞踊に関する特別セミナー (平成28年度)
指揮者	柳澤 寿男 ※バルカン室内管弦楽団音楽監督	・世界的に活躍する講師の「異文化交流と文 化の力」に関する特別講演(平成29年度)
演劇評論家	渡辺 保 ※歌舞伎研究・演劇評論の第1人者	・伝統文化に関する特別講演(平成30年度)
マスコミ	高橋 弘行 ※NHK 国際報道局ワールドニュ ース部副部長 西垣 幸児 ※NHK ラジオセンター チーフ・プロデューサー	・海外への日本文化の発信に関する特別講演 (平成30年度) ・日本文化再発見シンポジウムでの「特別講演」 (平成30年度) ※県内8高校が参加

国際政治学者	田所 昌幸 ※慶應義塾大学法学部教授	・日本文化再発見シンポジウムでのモデレーター（前記事業）
座禅体験	中安 剛円 ※書寫山圓教寺（事業部長）	・座禅体験とお話（平成30年度）ほか 定例実施
雅楽のセミナー	大惠 貴之 ※播磨国総社射楯兵主神社 権禰亘（総務部長）	・雅楽に関するセミナー（平成30年度）ほか 定例実施
舞踊評論家	平野 英俊 ※舞踊研究・評論の第一人者	・教育現場で伝統文化を生かす特別講演 （令和元年度）
国際ビジネス	立川 紳一 ※元ダイキン・エアコンディショニング・フィリピンズ社長	・国際交流と日本文化に関する特別講演 （令和元年度）
国際文化	木田 剛 ※獨協大学外国語学部教授	・日本文化再発見シンポジウムでの「特別講演」およびモデレーター（令和元年度） ※県内8高校の生徒が参加
国際交流・異文化交流	鯉田 淳 ※日本南極地域観測隊員（第61次夏隊等に参加）	・地球規模での観測活動に関する特別講演 （令和2年度）
国際交流・異文明探査	鳴沢 真也 ※兵庫県立大学 天文科学専門員 理学博士、国際的な「地球外知的生命体探査」の第一人者	・地球規模での「地球外知的生命体探査」から学んだ国際交流・異文明の探査に関する特別講演（令和3年度）
華道	中野 恭心 ※華道本能寺 家元華務長 ※（元）京都いけばな協会会長	・開設5周年記念事業「特別パネルディスカッション」パネリスト（令和3年度）
◆好古園等での日本文化の披露（邦楽演奏）		
浄瑠璃・唄	常磐津 兼豊	・好古園での邦楽演奏（浄瑠璃・三味線2名） （令和元年度）

※留学支援講座等：内容に応じて茶道・華道等の師範クラスが指導

※兵庫県伝統文化研修館 開設5周年記念紙「5周年の歩み」の発行に際しては、天台座主 大樹 孝啓氏（前 書寫山圓教寺 長吏）、五世 常磐津 文字兵衛氏等からの祝辞について寄稿依頼

【様式3】

【記載例】 ※以下、記載例です。

提 案 書

※以下について具体的に提案して下さい。

①青少年伝統文化セミナー 伝統文化研修館等で開催

(講師名)

山田花子 (箏) ※○○大学○○学部講師

山本太郎 (小鼓) ※○○流○○方

○○○○ (舞踊) ※○○流師範

(内 容)

「全10回程度」、舞踊の稽古、礼儀作法などを指導 (和楽器の演奏も可能)

②青少年伝統文化セミナー 「成果発表」 ◆「成果発表」のみ令和5年度と6年度を記載

◆令和5年度 (令和5年度のみ下記のとおり指定)

(時期・会場) 令和5年7月29日 (土) (県立歴史博物館 B1 ホール)

(出演者名) 五世 常磐津 文字兵衛 氏 (三味線奏者、重要無形文化財総合認定保持者)

(内 容) 五世 常磐津 文字兵衛 氏 (レクチャー演奏)

※青少年がプロの演奏に間近にふれるためレクチャー付き邦楽演奏

※その他の出演者があれば、それを記載

◆令和6年度 (別紙、主な出演者・講師等一覧を参考にして自由に提案して下さい)

(時期・会場)

(出演者名・内容) ◆具体的に記載して下さい。

【第1部】 青少年による成果発表 (青少年伝統文化セミナーに参加した青少年)

【第2部】 特別ゲストによる「レクチャー付き演奏」: 山本○○ (三味線) ※○○流

【第3部】 特別パネルディスカッション

(モデレーター) ○○○○ (パネリスト) ○○○○、○○○○

【令和5年度・6年度共通の注意事項】

◆会場使用料及び音響・照明経費等 (会場に係る経費) は、甲が負担する (委託上限額 2,000 千円に含まれない) ※事業実施にあたっては「別途協議」を行う。



②の2 特別講演（特別講師）（令和5年度・6年度共通の注意事項）

「成果発表」と別日程での開催（アートマネジメント研修等としての開催）も可能（別途協議を行う）

【令和5年度】

（講師名・内容）◆具体的に記載して下さい。

山田太郎（舞踊評論家）：アートマネジメント研修の「特別講師」として、別日程で開催。

【令和6年度】

（講師名・内容）◆具体的に記載して下さい。

山田花子（演劇評論家）：「成果発表」のプログラムとして開催（同時開催）

③好古園等での日本文化の披露

【施設名】 好古園等

【ゲスト出演者名】◆具体名を記載して下さい。

山本〇〇（三味線） ※〇〇流

【内容】◆具体的に記載して下さい。

青少年の舞踊（演目：〇〇〇）とゲストによる邦楽演奏（曲目：〇〇〇）により、観覧者に「姫路城や伝統文化の魅力」を伝える。

④留学支援講座および和のゲストハウス事業 伝統文化研修館で開催

【体験内容】

(留学支援講座)

中播磨（姫路市、神崎郡）の高校等と連携して、海外からの留学生に〇〇、〇〇、〇〇などの日本文化体験（茶道、華道、着物の着付け等）をしていただく。

(和のゲストハウス事業)

海外からの賓客等に日本文化体験（茶道、華道、着物の着付け等）をしていただく。

⑤YouTubeによる動画配信

◆提案は不要です。

※枠内に収まらない場合は、スペースを拡大して記載して下さい（A4版タテ書き）

【様式4】

業務実施体制

提案者名 \_\_\_\_\_

※以下の「実施体制」を参考に、できるだけ具体的に記述してください。

【実施体制】

- ・委託事業の実施体制について（提案事業における体制・人員）
- ・事業実施責任者の経歴・事業実績等

(代 表 者) 山田花子  
(事業実施責任者) 山田太郎 (代表者と同一でも可)

(伝統文化セミナー実施時)

山田花子 (又は山田太郎) が講師・青少年等と調整 (日程等) を行うとともに、セミナー当日も山田花子 (又は山田太郎) が「事業実施責任者」として立ち会いを行う。  
(立ち会い人員 2名程度)

(成果発表)

山田花子 (又は山田太郎) が出演者等と調整 (日程等) を行うとともに、当日は事業実施責任者 (山田花子又は山田太郎)、スタッフ (受付・誘導・会場整理等) について〇名程度の体制で、各担当が責任を持って対応する。

(その他の事業)

上記に準じて記載して下さい。

(事業実施責任者〇〇〇〇の経歴・事業実績等)

(保有資格等) 該当があれば記載

(受賞歴) 該当があれば記載

(事業実績等)

- ・平成〇年度：〇〇フェスティバルを、〇〇 (役割記載) として実施

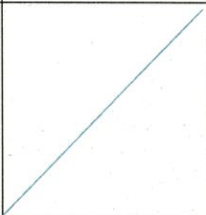
～ 以下「主な事業実績・功績」について記載

【様式 7】

見積書及び経費内訳

経費の内訳	金額 千円（税込）
<p>① 青少年伝統文化セミナー 原則、伝統文化研修館で開催</p> <p>（講師等に係る謝金）※交通費・宿泊費等を含む  山田花子（箏） ※〇〇大学〇〇学部講師  山本太郎（小鼓）※〇〇流  〇〇〇〇（舞踊）※〇〇流師範</p>	<p>〇〇〇</p>
<p>② 青少年伝統文化セミナー 「成果発表」</p> <p>◆ 令和5年度（令和5年度のみ下記のとおり指定）  （会場費） 県立歴史博物館B 1 ホール ◆ 記載不要  （音響・照明経費等） ◆ 記載不要</p> <p>（出演者等に係る謝金）※交通費・宿泊費等を含む  ・五世 常磐津 文字兵衛 氏（東京在住）</p> <p>※常磐津氏以外に出演者があれば記載</p> <p>（その他経費）（常磐津氏以外の） 出演者の衣装代等</p> <p>◆ 令和6年度  ※別紙、主な出演者・講師等一覧を参考にして自由に提案して下さい。</p> <p>（会場費） ◆ 記載不要  （音響・照明経費等） ◆ 記載不要</p> <p>（演奏者等に係る謝金）※交通費・宿泊費等を含む</p> <p>山本太郎（小鼓）※〇〇流</p> <p>（その他経費） 衣装代等</p>	<p>（5年度）</p> <p>〇〇〇</p> <p>（6年度）</p> <p>〇〇〇</p> <p>〇〇〇</p>

<p>②の2 特別講演（特別講師）（令和5年度・6年度共通の注意事項）</p> <p>「成果発表」と別日程での開催（アートマネジメント研修等としての開催）も可能（別途協議を行う）</p> <p><b>【令和5年度】</b></p> <p>（講師に係る謝金） ※交通費・宿泊費等を含む</p> <p>山田太郎（舞踊評論家）</p> <p><b>【令和6年度】</b></p> <p>（講師に係る謝金） ※交通費・宿泊費等を含む</p> <p>山田花子（演劇評論家）</p>	<p>〇〇〇</p> <p>〇〇〇</p>
<p>③好古園等での日本文化の披露</p> <p>（会場使用料） ※好古園（潮音齋）で開催する場合は不要 （音響・照明経費等） ※好古園（潮音齋）で開催する場合は不要</p> <p>（出演者等に係る謝金） ※交通費・宿泊費等を含む</p> <p>山田〇〇（箏） ※交通費・宿泊費等を含む</p> <p>（その他経費） 出演者の衣裳代等</p>	<p>〇〇〇</p> <p>〇〇〇</p>

<p>④留学支援講座および和のゲストハウス事業 伝統文化研修館で開催</p> <p>(講師等の謝金) ※交通費・宿泊費等を含む 日本文化(〇〇体験)に係る講師謝金</p> <p>(その他、必要な経費) ※日本文化体験に係る実費等</p>	<p>〇〇〇</p> <p>〇〇〇</p>
<p>⑤YouTubeによる動画配信</p> <p>◆上記の事業に係る出演者の了解及び経費負担についてのみ、事業経費(出演料)に含めて積算して下さい。</p>	
<p>⑥企画料・人件費等</p> <p>※上記事業に係る「企画料・人件費・交通費等」</p> <p>企画料 スタッフ人件費・交通費等</p>	<p>〇〇〇</p>
<p>見積り合計(税込) ◆5年度の計を記載</p>	<p>2, 000</p>

※枠内に収まらない場合は、スペースを拡大して記載して下さい(A4版タテ書き)

※見積り合計(税込)は「5年度の計」を記載して下さい。